

第2期豊岡市 子ども・子育て支援事業計画 — 概要版 —



コウノトリの コーちゃん



オオサンショウウオの オーちゃん

2020年3月
豊岡市

はじめに



「第2期 豊岡市子ども・子育て支援事業計画」は、「第1期計画（2015～2019年度）」に引き続き、本市の子ども・子育て家庭の現状と課題、潜在的なニーズを踏まえ、以下の点をめざして、向こう5年間で取り組むべき子ども・子育て支援に関する施策を示すものです。

- 子どもを安心して産み育てられること
- 子どもが集団の中で互いに育ちあう環境を確保すること
- 子育ての不安や負担感を和らげ、親子がしっかりと向き合い、子育てが楽しいと感じられるよう地域や社会全体で子育てを支援していくこと

本計画の検討段階では、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査を行い、現在の就学前の教育・保育事業の利用状況や利用希望等を踏まえた上で、提供体制の確保方針に反映しています。

計画期間は2020年度から2024年度までの5か年とします。

基本理念 子どもが元気に育つまち・子育てが楽しいまち 豊岡

すべての子どもが笑顔で育つ

- 子ども・子育て支援新制度は、「子どもの最善の利益」が尊重される社会をめざしています。
- 「子どもにとってはどうか」、「子どもの心の育ちにとってはどうか」という視点、また「子どもの安全、安心が第一」という視点を重視します。
- 幼児期における質の高い教育・保育の提供と家庭における子育てを支援していくことを通じて、全ての子どもがすこやかに笑顔で育つ社会をめざします。
- 子ども同士が集団の中で育ち合うことで人との関係を広げ、他者や年少者を思いやることができる子どもを育てます。

親が子育てを楽しむ

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識のもと、子どもの権利を尊重し、子どもと向き合い、親としても成長していけるよう支援します。
- 男女共に、喜びや楽しさ、張り合いや希望をもって子育てという素晴らしい経験を分かち合える社会をめざします。
- 家庭で両親が共に協力しあい、親が心にゆとりを持って、子育てが楽しくなる環境づくりをめざします。

地域と職場が子育てを支える

- 地域で親同士や人々のつながりを深め、自分の子育てが終わったらサポートする側にまわるなど共に支えあう関係を築き、多くの年代層の人が子育てに関わり、安心して子育てができる地域をめざします。
- 子育てがしやすいと感じる要因を増やすとともに、全ての人々が保護者に寄り添い、子育て家庭を支える社会をめざします。
- 事業所は、父親と母親と一緒に子育てできるよう、男女ともに育児休業を取得し、長時間労働に頼らず、子どもの発熱時等でも急な休みを取得できる職場づくりをめざします。

実現のための取り組み（施策の展開）

本計画では、基本理念「子どもが元気に育つまち・子育てが楽しいまち」を実現するために、以下の取組をすすめます。

取組方針1 子どもの健やかな成長に資する教育・保育環境の確保

- (1) 保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育環境の整備
- (2) 就学前の教育・保育の質の向上
- (3) 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携
- (4) 子どもたちの生きる力を育む教育の推進

取組方針2 子ども・子育て支援事業と地域で支える子育て支援の充実

- (1) 多様な保育事業の充実
- (2) 放課後の児童の健全育成
- (3) 子育てに関する相談、情報提供の充実
- (4) ファミリーサポートセンター事業の推進
- (5) 地域における子育て支援の充実

取組方針3 母子保健と子どもの医療体制等の充実

- (1) 安全・安心な妊娠・出産のための支援
- (2) 子どもの医療体制等の充実

取組方針4 社会的養護、支援の必要な子どもの支援

- (1) 支援の必要な子どもの相談体制の充実
- (2) 一時的に養護が必要な子どもの支援
- (3) 児童虐待の防止
- (4) 障害のある子どもの支援
- (5) 生活困窮、ひとり親などの子どもや家庭への支援
- (6) 子どもに関する専門的な知識と技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

取組方針5 仕事と子育ての両立の推進

- (1) 産休及び育休後における教育・保育施設等の円滑な利用と女性の活躍促進
- (2) 仕事と子育ての両立に向けた取組の推進

取組方針6 安全・安心な子育て環境の整備

- (1) 安全・安心なまちづくりの推進
- (2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

取組方針7 次代の親の育成支援

事業計画

本計画では、「就学前の教育・保育の事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込みと確保の方策を定めました。

■ 1号認定（認定こども園・幼稚園、3～5歳児）の量の見込みと確保方策（4/1時点）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み（人）	410	402	348	307	280
確保方策（人）					
特定教育・保育施設 （認定こども園、保育所、幼稚園）	424	442	442	400	289

■ 2号認定（認定こども園・保育所、3～5歳児）の量の見込みと確保方策（4/1時点）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み（人）	1,310	1,329	1,280	1,264	1,226
確保方策（人）					
特定教育・保育施設	1,317	1,321	1,329	1,311	1,244
その他 （認可外保育施設等）	21	21	21	12	0

■ 3号認定（認定こども園・保育所・地域型保育、0～2歳児）の量の見込みと確保方策（4/1時点(0歳児は3/1時点)）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み（人）	949	934	967	953	940
確保方策（人）					
特定教育・保育施設	869	869	868	848	848
特定地域型保育事業 （小規模保育）	72	91	91	91	91
その他	15	15	15	15	6

■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保の量（5/1時点）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の見込み（人）	1,411	1,427	1,447	1,437	1,420
確保の量（人）	1,411	1,427	1,447	1,437	1,420

【教育・保育の提供体制と確保方策】

1) 幼稚園の再編・統合と認定こども園化

公立幼稚園は、就労している保護者のニーズに応えられないなどの理由から、就園率が低下し、園児数が利用定員を下回る状況が続いています。

幼稚園での適正な集団規模の確保が困難になっている一方で、保育所等の待機児童の解消が課題となっていることから、公立幼稚園については、「豊岡市における幼児教育・保育及び放課後児童のあり方計画（以下「幼保・放課後児童のあり方計画」という）」を基に、再編・統合をした上で認定こども園への移行を進めます。

なお、認定こども園への移行にあたっては、関係法人などの意向も踏まえて進めます。

2) 就学前施設の再編・統合

将来的な子どもの数の減少を見据えて、特に子どもの人口が減少している地域を中心に、「幼保・放課後児童のあり方計画」を基に、就学前施設の再編・統合を進めます。

なお、施設の再編・統合にあたっては、保護者・地域への説明を十分に行うとともに、小学校への進学にあたって同じ就学前施設から進学する一定の仲間集団を作ることができるよう配慮します。

3) 小規模保育事業等の実施

既存の保育施設の利用定員の増員については、施設規模や人材の確保の面から困難な状況があるときは、小規模保育事業等の実施により、0歳児から2歳児の待機児童の解消を図ります。

4) 3歳児の就学前の教育・保育の充実

認定こども園において、1号認定子ども（教育標準時間）への3歳児教育の提供体制の拡充の検討を進めます。

5) 保育人材の確保

保育士等の人材不足については、市内事業者や養成機関との連携、保育士等の処遇改善や就職支援等により、保育人材の確保に努めます。

【地域子ども・子育て支援事業の提供体制】

1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

- 子育て世代包括支援センターとこども育成課・豊岡市こども支援センターが連携し、妊娠期から切れ目なく支援。

2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

- 子育てセンター6か所で開催。
- 地域で行われる子育てグループの活動を支援。

3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握②検査計測③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

- 公立豊岡病院、日高医療センター及び公立八鹿病院で妊婦健診を実施。
- 妊婦健康診査費用を助成（14回まで）。

4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

- 地域の民生委員・児童委員等による生後4か月までの乳児のいる全ての家庭訪問を継続実施。

5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

- 保健師・在宅助産師（委託）による専門的支援を実施。
- 市社会福祉協議会に委託してヘルパー派遣による家事育児支援を実施。

6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

- 市要保護児童対策協議会の機能強化。
- 豊岡市こども支援センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を持たせることを検討。

7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

- 朝来市内の児童養護施設「若草寮」、乳児院「くれよん」に委託して実施。

8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

- 市広報紙、子育て支援ガイドブック等で周知を図り、提供会員（まかせて会員）を拡大。

9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、幼稚園、認定こども園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

- 認定こども園で1号認定子どもの教育時間終了後の預かり保育を実施。
- 幼稚園児（原則として5歳児対象）の午後4時までの放課後児童クラブ利用を受入れ。
- 認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所での一時預かり保育を実施。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）での一時預かりを実施。

10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等において時間外保育を実施する事業。

- 全ての認可保育所、認定こども園・小規模保育事業で延長保育を実施。

11) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

- チャイルド・ケアセンターで病児・病後児保育を実施。

12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休暇中に小学校・幼稚園の余裕教室、その他の施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

- 全ての小学校区（29校区）に放課後児童クラブを開設。
- 放課後児童クラブ支援員の資質向上。
- 幼稚園児（原則として5歳児対象）の午後4時までの受入れ。
- 民間委託の検討。

13) 放課後子ども教室

地区コミュニティセンター等において地域の人の参画により、地域の全ての子どもを対象として、放課後や週末に、子どもたちに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流を行う事業。

- 7か所（連携型3）で放課後子ども教室を開設。
- 地域住民・団体等との連携・協力体制を確保。
- 小学校との連携による学校施設（体育館等）を活用。

14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

- 保育所等の利用に伴う実費徴収額について、低所得世帯を対象に費用の一部の補助を実施。

15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

- 保育需要の増加等に対応するため、保育所等の新設及び公立の保育所・認定こども園の民営化をすすめる必要が生じた場合には、多様な運営主体による保育所等への参入を認める。

第2期豊岡市子ども・子育て支援事業計画 2020年3月

豊岡市教育委員会 こども育成課

〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号

TEL) 0796-29-0053 (直) FAX) 0796-29-0054

E-mail) kodomoikusei@city.toyooka.lg.jp

